

自治会長会議に係る事前質問に対する回答

質問事項1	総務部 総務課
鹿角市における災害時の危機管理について	
質問内容	
<p>1. 災害時の安否確認や避難誘導、運搬行動について、市として自治会(自主防災組織)がどのように動くことを期待しているか教えてほしい。</p> <p>2. 実際に避難した際に、準備するものを把握するため、指定避難所の装備品や備蓄品にはどのようなものがあるか、また、収容人数や駐車場の有無、駐車台数などについて知りたい。</p> <p>3. 市の避難所以外の場所に避難した市民への支援体制はどのようにになっているか知りたい。</p> <p>4. ペット避難所はあるのか、また、どのような体制を想定しているか知りたい。</p> <p>5. 避難生活中に亡くなる「災害関連死」への対策を知りたい。また、福祉避難所はどこになっていて、どのような設備があるのか知りたい。</p>	
質問回答 (担当 危機管理室)	
<p>1. 自治会(自主防災組織)が、各自組織の緊急連絡網や自治会で保持している避難行動要支援者名簿を活用し、可能な範囲で安否確認を実施していただきたいと思います。また、自身の安全が確保される場合は初期対応として初期消火や救出・搬送など、公的機関が到着するまでの間の被害軽減を期待しています。なお、大地震等で安否不明者が出た場合は別途、市のほうへお知らせください。</p> <p>2. 各自が準備する物品については、市総合防災マップに記載の非常持ち出し品を参考に準備してください。各避難所に発電機、照明、燃料、暖房器具、簡易トイレ、毛布等があり、その他備蓄品として防災食(アレルギー対応込み)、乳幼児用ミルク、飲料水等を備蓄しております。収容人員に関しては第一避難所市内11か所で計4,250名。第二避難所24か所を含めると29,000名ほど収容でき、市人口に対し充足しています。駐車スペースに関しては指定避難所全体で7,000台程度を想定しています。</p> <p>3. 指定避難所への避難は安全に移動できる段階で避難をお願いします。災害時指定避難所へ避難できないような方や、やむをえず指定避難所に滞在できないような避難者に対しては、自治会(自主防災会)からの情報等の早期収集に努めるとともに、必要な物資の配布、保健師による巡回健康指導に努めます。災害規模や状況によっては関係機関に協力を依頼いたします。</p> <p>4. 現在のところペットは、飼い主の管理下のもと、車中泊避難や、避難所の駐車場につなぐ等の対応になると想定しています。</p> <p>5. 災害関連死を防ぐ対策として、避難所の環境整備(睡眠環境、衛生環境等)、医療体制の早期確保、精神的ケア、関連死に関する情報周知を実施し関連死防止に努めます。 また、第一避難所内の居室を福祉避難所として開設し、ベット・畳・毛布等を用意し、必要に応じて災害協定を締結している福祉施設への移送を検討いたします。</p> <p>各自治会長、自主防災会長におかれましては、全戸配付しております鹿角市総合防災マップを参考に、災害時の自助・共助に努めていただきたいと思います。</p>	

自治会長会議に係る事前質問に対する回答

質問事項2	市民部 生活環境課
世帯数増減のお知らせについて	
質問内容	
<p>当自治会では自治会員の有無に関わらず、自治会内の方に「市広報誌」を配付することとしている。配付にあたり、「自治会未加入」のアパート居住者等については、市からの「世帯数増減のお知らせ」添付の「世帯主異動一覧」により「氏名」まで通知のあった方に対して配付しているが、通知のあった方がその後転居してなくなった場合の通知は「前記お知らせ」の「世帯主でなくなった」等の増減数字のみの通知となり、実際にまだその場所に居住しているかどうかの把握が自治会としては非常に困難な状況である。</p> <p>個人情報保護の関係から非常に難しい面があると思うが、転入通知のあった方が転居し、自治会区域内からなくなった場合においても、その方の「氏名」まで通知をもらうことはできないか。</p>	
質問回答	
<p style="text-align: right;">(担当 コミュニティ推進班)</p> <p>日ごろより、地域コミュニティ維持等のため、広報の配付をはじめ地域要望の取りまとめ等を行っていただきありがとうございます。</p> <p>ご質問の「世帯主異動一覧」の件ですが、市役所窓口において、転入及び転居の手続きを行う際に住所地となる自治会長に対して、個人情報の提供を同意された方については、「世帯主異動一覧」に住所や氏名を記載しておりますが、同意が得られない方については、人数のみお知らせしている現状にあります。</p> <p>転出につきましては、電子申請により窓口以外においても手続きが可能であるため、同意の意向を確認する機会がないことから、転出人数のみ把握している状況にあります。</p> <p>アパートに住む方への対応につきましては、管理人などから情報を提供していただくなど、可能な範囲でご対応くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、情報提供の同意を得られない方の「世帯数増減のお知らせ」につきましては、これまでと同様に自治会区域内における世帯数増減の参考として取り扱いをお願いいたします。</p>	